

< 仙台勝山館 利用申込書 及び 利用約款 >

仙台勝山館では、宴会（婚礼を除く）、法事、催事、会議の利用お申込とご利用に関し、以下の通り約款を定めております。予めご承諾いただきますようお願い致します。但し、個別の契約において当館との間で別途取り決めがある場合は、その取り決めに基づいてご利用いただきます。

1.『契約の成立』

本書をご確認の上、3枚目の利用申込書に必要事項の記入、及び社判押印をもってご利用契約の成立と致します。

2.『内金（予約金）』

お申込の内容によっては当館より内金（予約金）の事前入金をお願いする場合がございますので予めご了承ください。尚、当館が指定した期日までに内金（予約金）の事前入金がない場合には、当館は利用申込を解約のうえ、後記8.『お客様都合によるご解約に対する解約料』をご請求させていただきます。

3.『営業時間と時間外料金』

当館の営業時間は10時00分～23時00分となります。尚、上記以外の早朝、深夜の営業時間外でのご利用につきましては別途定めた料金表に基づく時間外料金をいたしております。（時間外料金は1時間単位となります）

4.『宴会時間と追加室料』

宴会場のご使用開始から終了までの時間（以下、「宴会時間」）につきましては、宴会時間に応じた所定の室料をいただいておりますが、原則として準備時間が1時間を超える場合には、超過時間に応じた追加室料を別途ご請求させていただきます。又、宴会時間の超過につきましては別途、超過時間に応じた追加室料をご請求させていただきます。（但し、前後の会場使用時刻との兼ね合いにより宴会時間の超過に応じられない場合もございますので、予めご了承をお願い致します）

5.『有料人数の確定』

お料理、お飲み物をご用意する人数（以下、「有料人数」）は、宴会開催日2日前の正午でご注文を確定させていただきます。以後は、お客様都合で有料人数が減少した場合でもキャンセルには応じかねますので、確定いただきました有料人数分をご請求させていただきます。

6.『お支払いについて』

ご利用に関わるすべての代金のお支払いにつきましては原則として当館よりご請求書を発行のうえ、ご宴会等の終了後速やかにご郵送させていただきますので、ご請求書到着後30日以内までに銀行振込にてお支払いをお願い致します。（各種クレジットカードでのお支払いはご遠慮いただいております）

お客様の事務手続き上、特定のお支払い日がある場合には事前にお支払い日等について予めお申し出ください。

（尚、いかなる場合においてもご利用月の翌月末日までを代金支払いの最長期限とさせていただきます）

7.『外注品及び外注業者の手配』

ご利用に際しての外注品及び外注業者の手配（装飾・造作、装花、音響・映像・撮影、照明・演出、引出物、コンパニオン、演奏・伴奏業者、葬祭業者、及び料飲・食材等）につきましては、原則として当館指定の業者に手配をさせていただいております。お客様が当館指定の業者以外で別途手配をご希望される場合には、事前に当館の了承をご確認いただきますようお願い致します。

又、バンド・太鼓等の楽器使用により大音量の発生が予想される場合には、当日館内の予約状況又は近隣住民への影響等によりお受けできない場合がございますので、予めご相談ください。

8.『お客様都合によるご解約に対する解約料』

ご契約の成立後にお客様の都合によりご解約される場合には、下記の通りの解約申し出日に応じた解約料をご請求させていただきます。

- a、開催日の前日から起算して遡って8日前から6日前まで→お見積り総額の内、会場料の20%
- b、開催日の前日から起算して遡って5日前から3日前まで→お見積り総額の内、会場料の30%
- c、開催日の前日から起算して遡って2日前から1.5日前まで→お見積り総額の内、会場料の50%
- d、開催日の前日から起算して遡って1.4日前から7日前まで→お見積り総額の内、会場料の80%
- e、開催日の前日から起算して遡って6日前から3日前まで→お見積り総額の内、会場料全額+料飲総額の30%
- f、開催日の2日前、前日→お見積り総額の内、会場料全額+料飲総額の50%
- g、開催日当日→お見積り総額全額

注) 解約料にはサービス料は課しませんが、消費税を別途加算させていただきます。

注) 利用お申込内容に基づき当館が外部業者等に発注し、その手配が完了している外注品及び外注業者等への支払につきましては、原則として上記、当館会場料の解約料の請求割合に応じた金額をご請求させていただきます。

< 仙台勝山館 利用申込書 及び 利用約款 >

9.『お客様に対する当館からの解約』

お客様が法令又は公序良俗に反する行為をする恐れがある場合、他のお客様にご迷惑をおかけすることが予想される場合、及びお客様が本約款記載事項を遵守しないと当館が判断した場合は、お申込を解約させていただきます。

10.『損害賠償』

お客様（お客様の全ての関係者及びお客様が直接依頼された外部委託の全ての方々を含む）が、当館施設、内装、什器、備品等に損傷その他の損害を与えた場合には、その損害の修復・復旧に応じた費用、並びにそれが原因で生じた当館の損害について別途費用をご請求させていただきます。

11.『不可抗力』

天変地異、自然災害、政府の指導規制、テロ、国際紛争、交通機関の不通又は混乱、ライフラインの停止、伝染病・鳥インフルエンザのパンデミックス等、その他不可抗力と認められる事由により当館が契約上の義務を履行できない又は履行期限を遵守できない場合には、当館はその責任を免れるものとします。

尚、当館は不可抗力事由が生じた場合、お客様に書面で通知（状況により電話、メール、ホームページ等のインターネット媒体による連絡、告知）をさせていただくことを以ってご契約を解除させていただきます。

12.『免責事項』

ご利用に際し、お客様（お客様の全ての関係者及びお客様が直接依頼された外部委託の全ての方々を含む）のお持ち込み品又は、事前に当館にお預けいただいている備品、商品、その他物品の破損、盗難につきましては、当館は一切の責任を負いかねます。クローケにて宴会等にご出席のお客様の手荷物を、お預かりさせていただくサービスを行っております。但し、現金、貴重品等の高価品のお預かりはお断りさせていただいております。万一、ご利用時におきまして事故・盗難などが発生した場合、当館は一切の責任を負いかねます。当館内の階段、エスカレーター、エレベーター、敷地内石畳継ぎ目等の段差におけるつまずき、転倒におけるケガ等も当館は一切の責任を負いかねます。

13.『各種ご利用契約締結の拒否及び解除』

当館は、次に掲げる場合において、各種ご利用契約締結をお断りさせていただいております。

又、宴会のご利用契約を締結済みの場合は契約を解除させていただきます。

a、宴会等に出席されるお客様の中に次の事由に該当する方が存在する場合。

- ・暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会的勢力。
- ・暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体。

b、当館の営業、他のお客様、及び従業員に対し、嫌がらせ・迷惑・妨害を及ぼす言動・行為、脅迫的・威圧的且つ暴力的な言動・行為、精神的且つ肉体的暴力を用いた行為、及び常識的且つ合理的範囲を超えた不当な要求を強要した場合。

14.『禁止事項』

次に掲げる各項目は、禁止事項とさせていただいております。

a、盲導犬以外の犬、猫、その他愛玩動物、家畜類のお持ち込み。

b、飲食品のお持ち込み、酒類のお持込み。

c、発火性、又は引火性のある物品のお持ち込み。

d、騒音、悪臭を発する物品のお持ち込み。

e、風紀を乱す行為、又は他のお客様のご迷惑になるような言動・行為。

f、什器、備品、付帯設備等の移動。

g、使用目的以外のご利用、及び会場外での作業や催事事項。

h、公序良俗に反する行為、風俗営業的行為。

i、館内での衣類の脱衣（裸体及び裸体に準ずる服装の禁止）。

j、とばく、賭博、ギャンブル。

k、その他、法令で禁じられている行為。

15.『個人情報の取り扱いについて』

a、お客様の個人、法人に関する情報（以下、「個人・法人情報」）のお取り扱いにつきましては、個人情報の保護に関する法令に基づいた適切な方法で管理し、お客様の承諾無く第三者に開示、譲渡することはございません。

b、お申込、お打ち合わせの際ご記入いただきました個人・法人情報は、当館が宴会（婚礼を除く）、法事、催事、会議のご手配、お打ち合わせ、及びご連絡を行う為に使用いたします。

但し、後日当館より営業に関するご案内を行う場合に使用させていただくことがございます。

16.『本利用約款の変更』

本利用約款は2012年6月1日に制定したもので、今後予告なく変更する場合がございますので、予めご了承ください。